

イスラエル/被占領パレスチナ地域/パレスチナラエル：パレスチナ人権擁護活動家、釈放される



2月29日、パレスチナ人の人権を擁護する活動家でソーシャルワーカーのムンター・アミラさん(53歳)が、被占領パレスチナ自治区ヨルダン川西岸地区の軍事刑務所での行政拘禁から解放されました。

アミラさんは昨年12月18日にイスラエル軍に拘束され、今年1月11日にイスラエルの軍事裁判所で4カ月間の行政拘禁処分を受けました。

アミラさんは昨年12月18日、西岸地区南部ベツレヘムにある難民キャンプ内の自宅で、フェイスブックで暴力を扇動する投稿をしたとして拘束されました。しかし、検察側はどの投稿が扇動にあたるのか、明確な証拠を示さないまま、12日後の12月31日に4カ月間の行政拘禁令を出し、今年1月11日、イスラエル軍の判事はこの命令を認める判決を下しました。

アムネスティは、アミラさんのすべての投稿を確認しましたが、暴力を扇動するような記述は見当たりませんでした。アラミさんは、以前にも平和的な抗議活動に参加して禁錮刑や保護観察処分を受け、また人権活動や政治的活動で何度も逮捕、脅迫、暴行などを受け、良心の囚人とみなされました。

釈放されたアミラさんはこう語っています。

「拘束されていた時、獄中のパレスチナ人が想像を絶する恐怖の中に置かれている様子を目の当たりにした。しかし、このような残虐行為を受けても、パレスチナの人びとの精神は壊れることなく、私たちの決意は揺るぎない」と。

また、アミラさんは「収監中、弁護士からアムネスティが私たちの問題を取り上げ、釈放を求める活動を計画していることを知らされました。アムネスティなどからの支援の動きを聞いて大変勇気づけられました」とも話していました。

イラク：3年間投獄のジャーナリスト釈放される



2月17日、イラク・クルディスタン地域で、3年以上も不当に投獄されていたジャーナリスト、グフダル・ゼバリさんが釈放されました。この釈放は喜ばしい

かぎりですが、ゼバリさんが獄中で受けた扱いは、法的に許されないほどひどかったことを忘れてはなりません。

2020年10月、ゼバリさんを含むジャーナリストや活動家5人がイラク・クルディスタン地域の治安・諜報機関アサイシュに逮捕されました。翌年2月、クルディスタン地域の首都、エルビルの刑事裁判所は5人に対し、スパイ行為や機密情報の提供などの罪で禁錮6年の有罪判決を言い渡しました。裁判では、拷問で強要された自白を採用するなど、公正な裁判の権利に対する重大な違反がありました。

クルディスタン地域政府のバルザニ大統領による60パーセントの減刑を受けたゼバリさんは、2022年3月に釈放されるはずでしたが、当局が新たに持ち出したでっち上げの罪でさらに7カ月の収監が続き、その上、7カ月の刑期が終了した昨年8月、当局が新たな追加容疑を持ち出し、ゼバリさんはさらに6カ月の実刑判決を言い渡されました。弁護士は今回も罪状の捏造に抗議しましたが、認められませんでした。

このような不当な刑罰の背後には、政治的な意図があることは明らかです。ジャーナリストの表現の自由を侵害するような当局の一連の対応が容認されるようなことがあってはなりません。

ロシア：戦争に抗議する政治家の即時釈放を！



モスクワの区議アレクセイ・ゴリノフさんは、ロシアのウクライナ侵攻を批判し、「故意に虚偽の情報」を流したとして、一昨年7月に禁錮7年を言い渡されました。

表現の自由の権利を行使しただけで長期間、冷酷な扱いと極めて過酷な環境に置かれ、刑務所規則の些細な違反のたびに独房に入れられてきました。また、ゴリノフさんは7年前に肺の一部を摘出して以来、呼吸器系の疾患に悩まされていますが、治療を認められない上、雪かきなどの労働を強いられることもありました。

昨年12月9日、240人以上の医療従事者がプーチン大統領に、ゴリノフさんの健康状態に留意し、必要な治療を行うよう要請する書簡を送りました。この要請が功を奏したのか、12月末にゴリノフさんは医療刑務所に移送されました。ロシアの人権団体 OVD インフォによれば、医療刑務所に収監されてもゴリノフさんの健康状態は改善せず、劣悪な環境に置かれて適切な治療を受けられない状況にあるようです。

また、ウクライナ軍が2023年9月にクリミアの橋を攻撃したことへの議論が湧き起る中、「テロを正当化」したとして、ゴリノフさんに対する新たな捜査が始まりました。

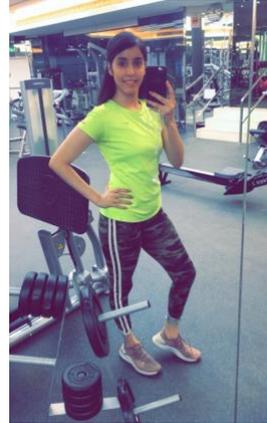
2022年3月に施行された軍事検閲法により、ロシアによるウクライナ侵攻や戦争犯罪への批判は、軍の信頼を著しく傷つけるとして処罰の対象となり、最高15年の刑を科されるようになりました。同法の施行以降、ウクライナへの侵攻は「特別な軍事作戦」として位置付けられ、この作戦を「戦争」と呼ぶことが犯罪とみなされてきました。

独立系のメディアや活動家の多くはロシアを脱出し、国内ではすべて反戦活動が弾圧の対象になっています。

■支援してください

当局にゴリノフさんの釈放を求めてください。要請文は、こちらの[ウェブサイト](#)（またはインターネットで「ゴリノフさんの釈放」で検索）の例をご利用ください。

サウジアラビア：女性の権利を擁護するツイートで逮捕



2022年11月16日に逮捕されたマナヘル・アル・オタイビさん(29歳)が、2023年11月以来、どこで拘禁されているかわからない事態が続いています。オタイビさんは、女性の権利を支持するツイートやショッピングモールでアバヤ（ゆったりとした長袖の伝統的衣装）を着用せずに撮った写真を

SNSのスナップチャットに投稿して、サイバー犯罪対策法違反に問われています。

ムハンマド・ビン・サルマン皇太子は2018年3月に、「女性は男性と同じように、きちんとした品のある服の着用を…。しかし、特に黒いアバヤなどの着用を強要するものではない。どのように適切で礼儀正しい服装を選ぶかは、すべて女性に委ねられている」と語っています。

オタイビさんの容疑は、当初リヤドの刑事裁判所で審理される予定でしたが、2023年1月、同裁判所は裁く立場にはないとして、審理はテロや国家の安全に関わる犯罪を専門とする特別刑事裁判所に移されました。特別刑事裁判所では、平和的な表現がテロ行為とみなされがちです。

アムネスティが、表現の自由の権利を行使して罪に問われた人権擁護者やジャーナリストなど69人が置かれている状況を調べたところ、69人中32人は、SNS上でのコメントを理由に訴追されていることがわかりました。実際には、同様の事例はもっと多いと思われる。

■支援してください

当局にオタイビさんの釈放を求めてください。要請文は、こちらの[ウェブサイト](#)（またはインターネットで「オタイビさんの釈放」で検索）の例をご利用ください。

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA年会費 3000円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本